

令和4年度第11回教育研究評議会議事要旨

日 時：令和5年3月15日（水） 13時30分開会
14時49分閉会

場 所：Web 会議

出席者：52名

総長、山口、横田、増田、山本、菅原、行松、尾崎、佐々木、都木、藤森、谷本、網塚（浩）、永井、木原、市川、西邑、野口、門出、佐藤、横井、近藤、河合、矢野（代理）、瀬戸口、幅崎（代理：泉）、佐田、久保田、久保、畠山、岩崎、八若、滝口、石塚、迫田、久下、堀内、高橋、藤田、川端、長谷山、空井、渥美、渡部、居城、村上、清水（代理：浦口）、鈴木、野町、棟朝、宮下、奥

欠席者：3名

梅原、齋藤、網塚（憲）

オブザーバー同席：4名

高橋、石川、弐、石森

議事に先立ち、総長から資料に基づき、2月15日の令和4年度第10回教育研究評議会議事要旨の確認があった。

議 題

1 名誉教授の選考について

総長から、資料に基づき、各部局等の長から名誉教授候補者として、51名の内申があり、候補者全員が名誉教授称号授与の要件を満たしている旨説明があった後、投票を行った結果、候補者全員に本学名誉教授の称号を授与することとなった。また、総長から、名誉教授称号授与の日は令和5年4月1日であり、新たに名誉教授となる教員及び関係部局等の長にはその旨文書で通知する旨発言があった。なお、名誉教授称号授与式については、例年6月上旬に実施しており、詳細は後日、お知らせすること、授与式と同日に開催していた名誉教授懇談会は、来年度も見送ることについて発言があった。

2 創成研究機構の改組（連携研究プラットフォームの設置）について

増田理事から、資料に基づき、令和5年4月1日付けで創成研究機構に連携研究プラットフォームを設置すること等について説明があり、審議した結果了承され、3月20日の役員会に付議することとなった。

3 国立大学法人北海道大学「質保証の実施方針」（案）について

山本理事から、資料に基づき、本学の質保証の実施にあたり、質保証実施要項を毎年度策定すること、IRデータを活用した自己点検・評価を推進すること、ステークホルダーからの意見等を活用

する仕組みを構築すること等を定めた「質保証の実施方針」を策定すること等について説明があり、審議した結果了承され、3月20日の役員会に付議することとなった。

4 リカレント教育プログラムの開設について

山本理事から、資料に基づき、令和5年度からリカレント教育プログラムを開設すること及び同プログラムの詳細について説明があり、審議した結果了承され、3月20日の役員会に付議することとなった。

5 令和5年度予算について

行松理事から、資料に基づき、令和5年度予算編成にあたっては、中期目標の達成及びHU VISION 2030の実現に向けて、重要施策の推進に必要な事業に対して重点的な資金配分を行うとともに、光熱費高騰等による厳しい財務状況の中、教育研究活動等を着実に実施するための基盤的な経費の確保に努めることとし、学長裁量経費から名称を変更した上で大学ビジョン推進経費を確保すること、文部科学省から光熱費高騰対応分として措置が見込まれる運営費交付金を部局支援に活用すること等について説明があり、審議した結果了承され、3月20日の役員会に付議することとなった。

6 広報・社会連携本部の設置について

行松理事から、資料に基づき、令和5年4月1日付けで広報・社会連携本部を設置すること等について説明があり、審議した結果了承され、3月20日の役員会に付議することとなった。

7 就業規則関連規程の一部改正について

総務課長から、資料に基づき、就業規則関連規程の一部改正について説明があり、審議した結果了承され、3月20日の役員会に付議することとなった。

8 諸規則の制定及び一部改正について

総務課長から、資料に基づき、諸規則の制定及び一部改正について説明があり、審議した結果了承され、3月20日の役員会に付議することとなった。

報 告 事 項

1 理事及び副学長の任命及び職務分担について

総長から、資料に基づき、令和5年4月1日付け理事・副学長の任命及びこれに伴う令和5年4月1日以降の理事及び副学長の職務分担について報告があった。

2 学生の懲戒について

総長から、学生の懲戒について報告があった。

3 「本学の運営組織の類型整理」に基づく組織名称及び組織の長の変更について

山口理事から、「本学の運営組織の類型整理について」に基づき、産学・地域協働推進機構、サステイナビリティ推進機構、情報環境推進本部、アドミッションセンター、大学力強化推進本部、総合IR室及び国際連携機構の組織名称又は組織の長の変更が必要となること、このうち令和5年4月1日付けで、情報環境推進本部は本部長を総長から理事に、総合IR室は名称を総合IR本部に変更すること、その他の対象組織については、令和6年4月1日までに変更すること等について報告があった。

4 産業創出講座等の設置について

5 寄附講座等の設置・更新について

本件については、資料の共有をもって報告とした。